

# 2017年度 学会奨励賞 選考結果と受賞の言葉

## 第19回学会奨励賞授賞理由

学会奨励賞選考委員長 佐藤岩夫

第19回学会奨励賞(著書部門)は、秋葉丈志会員の著書『国籍法違憲判決と日本の司法』(信山社、2017年11月)に授与されます。なお論文部門の受賞は該当作品がありませんでした。

秋葉会員の著書『国籍法違憲判決と日本の司法』は、2008年6月4日の最高裁判所国籍法違憲判決に至る一連の現象を、法社会学の視点、とくに政策形成型訴訟の観点から詳細かつ多面的に分析する研究です。よく知られているように、以前の国籍法第3条第1項の規定が、婚姻関係にない日本人の父と外国人(本事案ではフィリピン人)の母とのあいだに生まれた子の、出生による国籍取得を認めなかったのに対して、当該規定を違憲であるとする訴訟が提起され、第一審東京地方裁判所判決は、国籍法の当該規定を違憲無効と判断したのに対して、控訴審東京高等裁判所判決は、当該規定は合理的な根拠があるとして原告の請求をしりぞけました。これが上告されたのに対して、最高裁判所は、控訴審の判断を覆し、国籍法第3条第1項を違憲とした上で、原告が国籍を有することを確認したものです。その後、国籍法の規定は、国会で改正されています。

この判決は社会的にも大きな注目を集め、憲法学を初めとする多くの分野で活発な議論を呼びましたが、本書は、法社会学の視点からの初めての本格的な研究書です。

序章では本書の問題意識および分析視角が示され、第1章では国籍法違憲判決に至る一連の過程を、司法を通じた政策形成を促す政策形成型訴訟の観点から分析を加え、第2章では、個々の裁判官が果たした役割に注目して裁判官ごとのアプローチの違いを明らかにし、第3章では、最高裁が日本国憲法第14条の平等規定を援用したことの意義を「マイノリティの権利擁護」の角度から浮き彫りにし、第4章では、一連の事態の背景をなす国籍決定の問題を日本社会の構造的問題と関連させつつ掘り下げ、そして最後の第5章では、本書全体の考察を踏まえて、日本社会において司法が果たしうる役割および今後の課題を整理しています。最後に資料として、一連の現象の重要なアクターであるJFC(ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレン)のネットワークに関する整理と記録が収録されています。

本書の第一の意義は、国籍法違憲判決およびそれに至る一連の現象について、法社会的に一貫した視点から多面的な考察を加えた優れた事例研究である点にあります。政策形成型訴訟は法社会学研究の重要な研究テーマであり、豊かな研究の蓄積がある分野です。事例研究としては、古典的には新幹線公害訴訟に関する研究や、日系アメリカ人の再審請求運動に関する研究の例がありますが、しかし近年はまとまった研究は少なく、本書はこの分野における久しぶりの本格的な研究です。

のみならず本書は、既存の研究にはなかった、あるいは、必ずしも十分ではなかったいくつかの点で、重要な知見および理論的インプリケーションをもたらすことに成功しています。本書の重要な貢

献の一つは、本訴訟の背景にある問題を、ジャパニーズ・フィリピーノ・チルドレンという日本社会のマイノリティ問題としてとらえ、その歴史的・社会的背景に遡るとともに、国籍について血統主義を墨守するという日本の伝統的法制度・法原理にまで広く考察を及ぼし、深い分析を行っていることです。ここには、訴訟過程を法的に閉じた世界としてとらえるのではなく、法を社会との関係において理解する優れて法社会学的な視点と、著者が米国での研究生活において身につけたマイノリティ問題に対する鋭敏な感覚が活かされているといえます。

本書のもう一つの重要な貢献は、裁判官の個性に注目し、とりわけ下級審において重要な判断を示した裁判官について、多くの証拠を集め、裁判官相互のアプローチの違いを浮き彫りにしている点です。近年、最高裁のレベルでは、最高裁裁判官相互の個性やアプローチの違いに注目する研究が活発になされるようになっていますが、下級審のレベルでの同種の研究はまだ手薄であるように思われます。その中でいち早く下級審裁判官が果たした役割に注目した本研究は、司法組織内部の相互作用のダイナミズムの解明という観点からも、豊かな知見をもたらすことに成功しています。

なお、本書の第1章の原論文（「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」法社会学80号）は2014年度に機関誌最優秀論文賞を受賞しています。学会奨励賞選考委員会の審査においては、そのことが内容重複の点で本書の授賞の妨げにならないかも検討しましたが、機関誌最優秀論文賞の受賞論文は、序章を含め全6章からなる本書の一部を構成するに過ぎず、また、今回一つの著作にまとめられ、相互に密接に関連する一連の考察の一部として新たな意義を獲得しているとみられることから、機関誌最優秀論文賞の受賞が本賞の受賞の妨げになることはない判断いたしました。

以上が本書の優れた成果ですが、他方で、審査の過程では、本書に惜まれる点がないわけではないことも指摘されました。著者の今後の研究への参考になればとの趣旨で述べれば、そのうちのもっとも重要な論点は、本書全体の理論枠組みの完成度への注文です。既に述べたように、政策形成型訴訟については法社会学全体として豊かな研究の蓄積があります。たとえば、本学会においては宮澤節生、長谷川公一、神長百合子各会員、最近ではダニエル・フット会員らの優れた研究があり、また、米国を初めとする諸外国の法社会学にも優れた研究があります。本書には、それら内外の先行研究の成果をもっと貪欲に摂取し、またそれらと対峙を通じて、政策形成型訴訟に関する法社会学研究の新たな理論枠組みの構築を行う潜在的可能性があったと考えられますが、その点にやや物足りない印象が残ります。この点は、本書の成果を踏まえて、今後著者に是非挑戦してほしい課題です。

とはいえ、この点は、著者の今後の研究に対する期待であって、本書そのものの意義を大きく損なうものではありません。学会奨励賞選考委員会は、本書が、法社会学研究として本学会が奨励するにふさわしい成果を達成しているものと考え、学会奨励賞（著書部門）を授与することとしました。

なお、冒頭に述べたとおり、今年度は論文部門の受賞は該当作品がありませんでした。この点については、これがたまたま単年度の現象なのか、それとも、各大学の紀要等若手研究者の研究成果の発表媒体の制約、若手研究者が腰を落ち着けてまとめた論文を書くことが困難になっている状況などより構造的な要因の結果であるのか、さらには、近年の社会科学諸分野の動向を反映した若手研究者の研究スタイルの自覚的变化により論文部門が想定してきた「論文」の理解にある種のミスマッチが

生じているのかなど多様な論点があり、学会奨励賞選考委員会としては重大な関心を持っています。この点についてご意見があればお寄せいただきますとともに、会員の皆さまには、引き続き著書・論文の双方で意欲的な研究を進めていただくよう期待します。

## 受賞の言葉

---

### 受賞の言葉——第 19回 学会奨励賞（著書部門） 秋葉丈志（国際教養大学）

このたびは拙著『国籍法違憲判決と日本の司法』（信山社、2017年）につき学会奨励賞（著書部門）をいただき、大変光栄に存じます。特にこの間、論文の査読などで多くの労力と時間をかけて私をご指導くださった学会の先生方に感謝申し上げます。

この本は、2008年の国籍法違憲判決について、「なぜこのような画期的な判決を日本の最高裁が下すに至ったのか」という問題意識に基づき、原告や弁護士・支援団体の役割、下級審裁判官の間での対立、最高裁内部における変化、そして国籍のあり方そのものについて、研究と考察を行ったものです。これまで『法社会学』に掲載された2本の論文等に、今回新たに書き下ろした章を加え、一冊にまとめました。

今回の本のインスピレーションとなったのは、カリフォルニア大学バークレー校の「法と社会政策」(Jurisprudence and Social Policy)プログラムへ留学中に接した、アメリカの最高裁判決についての数々の研究です。そこでは、たとえば人種分離を違憲と断じたBrown判決について、あるいは女性の妊娠中絶を憲法上の権利としたRoe判決について、裁判官のイデオロギー対立や、原告と弁護団の役割、あるいは判決を受けた政治と社会の側の対応（あるいは抵抗）が、詳細に語られていました。

そんな中、日本でも、国籍法違憲判決という、自身の興味を引く最高裁判決が下り、これについてアメリカで見てきたような研究がしたい、と思いました。その最初の成果が2012年に『法社会学』76号に掲載していただいた「裁判官たちのダイアログ」、その次が2014年に『法社会学』80号に掲載していただいた「国籍法違憲判決と政策形成型訴訟」でした。それらの論文は、法社会学会の学術大会で発表した内容をもとにしております。

このように、私の今回の研究は法社会学会とそこに集う方々あつてのことと思います。法について条文解釈のみならず多面的な研究をする場、「生ける法」「社会の中の法」という考え方を共有できる場があったことは、大きな励みとなりました。

近年、最高裁がより積極的に違憲判決を出すようになり、「法の下での平等」の領域では、2008年の国籍法違憲判決に続き、2013年に非嫡出子相続分差別の違憲判決、2015年には女性の再婚禁止期間の部分違憲判決と違憲判決が相次ぎました。

政治や社会との緊張関係も孕む領域で、司法がより積極的な判決を出すようになってきている中、日本でも、司法の役割、訴訟のプロセス、関係する様々なアクターの役割やその行動を規定する要因についての研究の重要性が高まるのではないかと感じております。法社会学の研究領域は多角化していますが、その中でも「司法過程(judicial process)」ないし「法と政治(law and politics)」といったカテゴリーで、自身もできるだけの貢献をしてまいりたいと存じます。今後ともご指導ご助言賜りたく、何卒よろしくお願ひ申し上げます。